

## 鹿角ゼロカーボンラジオ Nice Action! セカンド 第14回(11月20日(木)放送分)の概要

今回は、前回に引き続き「再生可能エネルギーと環境にかかる法律」というテーマを取り上げます。

今日は、環境影響評価の手続きの流れから説明しますね。こちらに、今回参考にさせていただいている環境省発行の「環境アセスメント制度のあらまし」という冊子を用意しました。

これをもとに流れを説明します。

例外もいくつかあるのですが、基本的には、事業実施の前に4段階にわたって評価を行い、それぞれの段階で書類を作成し、関係者から意見を募ります。

少し長くないですが、それぞれを説明します。

まずは、「配慮書」作成のための手続きです。これは環境に関し、何を配慮したらよいかを定め、それを図書にまとめるという手続きです。

二つ目は、「方法書」作成のための手続きです。これは「環境影響評価」、「環境アセスメント」に関し、どのような方法で実施するかを定め、それを図書にまとめるということとなります。

三つ目は、「準備書」作成のための手続きです。「方法書」を作成したあと、実際に調査したり、評価したり、その結果を踏まえての対策の検討をしたり、といったことが行われるのですが、この「準備書」作成のための手続きは、「調査、評価等の結果」を示し、環境の保全にかかる事業者自らの考え方をとりまとめ、それを図書にするというものになります。

最後は、「評価書」作成のための手続きです。これは、三つ目の「準備書」に対して出された意見について、事業者が検討し、必要に応じて内容を見直し、それを図書にまとめるというものになります。

そして、このフローの中で、関係者が意見を出すという部分がみなさまに大きく関わる部分なので、この部分はさらに説明したいと思います。

まず誰が意見を出せるかということですが、例えば、鹿角市で計画されている再生可能エネルギー関連事業の計画の場合、まずは国や秋田県、鹿角市といった公共団体となります。なお、鹿角市は秋田県を通して意見を伝える場合もあります。

次に、市民のみなさまも対象となりますが、国民全体なども対象となり、基本的にだれでも意見を出すことができます。

そして、そのタイミングですが、市民などのみなさまは、最後の書類である「評価書」以外の各書類作成の段階において、意見を伝えることができます。

意見を出す、声を上げるのは、なにかしっくりした根拠や明確な資料がないとできにくい気がしてしまいます。

書類を読んでコメントをするといっても難しい場合もあるので、法律では、事業者が「方法書」と「準備書」、つまり第2段階と第3段階の書類を作成した時点で、それぞれの書類の内容にかかる説明会を開き、市民をはじめ多くの方に事業を知ってもらうという活動を行うことが定められています。